

事務連絡
令和6年11月15日

神戸市内
障害児通所支援事業所 管理者様
障害児入所施設 施設長様

神戸市福祉局障害者支援課長

「神戸市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」
補助金交付申請について

日頃より、神戸市の障害児支援にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

みだしの件につきまして、「神戸市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱」に基づき、補助事業に該当する支援を実施した（実施予定を含む）事業所で、補助申請を希望される場合は、別添の申請書類を神戸市福祉局障害者支援課まで提出ください。

記

1. 事業名

神戸市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
（別添、補助金交付要綱、こども家庭庁の実施要綱をご参照ください）

2. 補助対象要件

神戸市の指定を受けて障害児通所支援事業所、障害児入所施設を運営する法人

3. 補助対象経費

神戸市の指定を受けた障害児通所支援事業所、障害児入所施設において、補助事業者が補助対象期間内に実施する性被害防止対策に係る設備の設置等に係る事業経費のうち、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に係る経費。ただし、以下の経費は除く。

- （1）他の補助事業の対象となる経費
- （2）施設整備を目的とする経費（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- （3）既存施設や設備の破損や老朽化に伴う改修・修繕（取り外しを含む。）の経費
- （4）設備等のリースにかかる経費

4. 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※対策備品等の設置から補助対象経費の支払まで全てが上記期間内に行われている必要があります。

5. 補助額

1 事業所・施設あたり※の補助金の額は、下記（１）（２）のうち低い方の額

- （１）上記 3. の対象経費の 4 分の 3（千円未満切捨て）
- （２）75,000 円

※同一敷地内で複数の事業所を運営している場合、1 事業所として取り扱います。

ただし、同一敷地内であっても、支援を行っているスペースが事業所ごとで現に異なる場合は、それぞれを 1 事業所として取り扱います。

6. 提出書類

- （１）補助金交付申請書（様式第 1 号）
- （２）事業計画書（様式第 1 号別記）
- （３）見積書（写し）

以上を全て法人単位でご準備いただき、取りまとめてご提出ください。

4. 提出期限

令和 7 年 1 月 10 日（金）

5. 提出先

- ・神戸市福祉局障害者支援課障害児支援事業担当係あて、Eメールでご提出ください。
提出先メールアドレス shougaiji@office.city.kobe.lg.jp
- ・メールの件名は「【法人名】神戸市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金申請」としてください。
（例：【社会福祉法人〇〇】神戸市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金申請）
- ・提出の際は、必ず法人単位でまとめていただきますようお願いします。

6. 補助金交付までの流れについて

- （１）【法人】申請書類の提出
- （２）【障害者支援課】補助金交付（または不交付）決定通知書の送付・実績報告の提出依頼
- （３）【法人】実績報告書類等を提出
- （４）【障害者支援課】額確定通知書の送付・請求書等の提出依頼
- （５）【法人】請求書の提出
- （６）【障害者支援課】補助金支払（請求書受理から概ね 1 ヶ月以内に支払う予定です）

（担当）

神戸市福祉局障害者支援課

障害児支援事業担当係 神崎・小島

TEL 078-322-6780

メールアドレス shougaiji@office.city.kobe.lg.jp